

サービス付き高齢者向け住宅 定期報告書

報告日：令和 年 月 日

登録番号	鹿市 第 - 号	住宅名称		
事業者名		住宅住所	鹿児島市	
報告者名		入居開始日 (予定日)	令和 年 月 日	未着工 <input type="checkbox"/>
電話・FAX		メールアドレス		

下記の各項目について、「はい」「いいえ」欄にチェックをしてください。

項目	内容	はい	いいえ	根拠条文	
登録の基準	(1) 登録住戸を他の用途に利用していない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法1条	
	(2) 登録事項や添付書類に変更がない。または、変更があった場合は、30日以内に市長への届出を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法9条	
	(3) サービス付き高齢者向け住宅の登録後、改修等を行った。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法7条	
	※改修等を行った場合は、①～③を回答してください。				
	① 各居住部分の床面積を変更した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同第1項1号	
	・25㎡以上あり、問題ない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・床面積は25㎡未満だが、高齢者が共同で利用するための食堂や居間等が十分な面積を有し、かつ、18㎡以上ある。 ※十分な面積：高齢者が共同して利用する居間、食堂、台所等の床面積の合計（浴室、便所、及び収納設備等は除く）が、入居者（25㎡未満の居室の定員）1人あたり3㎡を乗じて得た面積。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・担当部局（住宅課）に相談中、又は変更届出書を提出済み。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	② 構造、設備を変更した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同第1項2号	
	・台所、収納設備又は浴室を各住戸内に備えている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・台所、収納設備又は浴室を各住戸内に備えていないが、共同利用部分に設け、基準を満たしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・浴室を10住戸につき1箇所以上の浴室を居室のある階毎に設置している。 ただし、動線に配慮されている場合は居室のある階毎に備えることを要しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・緊急通報装置を居室内に備えている。（夜間等常駐していない場合）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・担当部局（住宅課）に相談中、又は変更届出書を提出済み。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	③ バリアフリー構造（加齢対応構造等）を変更した。 ※床の段差、廊下の幅、出入口の幅、浴室の広さ、住戸内・共用部の階段の寸法、手すり、EVの停止階のいずれか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同第1項3号	
	・登録基準を満たしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・担当部局（住宅課）に相談中、又は変更届出書を提出済み。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
入居者は、①単身高齢者世帯、又は②高齢者+同居人である。					
(4) ※高齢者：60歳以上の者または要介護認定若しくは要支援認定を受けている者 ※同居人：配偶者、60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている60歳未満親族 登録戸数 <input type="text"/> 戸 うち、入居戸数 <input type="text"/> 戸	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同第1項4号		
(5) 状況把握、生活相談サービスを以下の①～③のとおり提供している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同第1項5号		
① 状況把握、生活相談サービスの提供を行う者は、以下に該当している。 ・医療法人、社会福祉法人、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援者の職員 ・有資格者（医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、ホームヘルパー1級・2級）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
② 上記の職員が24時間常駐、又は夜間等常駐していない時間帯は緊急通報装置で状況把握サービスを提供している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
③ 日中常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供を行う者は、人数、資格等、登録時の内容に変更はない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

項目	内容	はい	いいえ	根拠条文
登録の基準	(6) 入居契約は次の①～④に全て該当する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同第1項6号
	① 全て書面により契約をしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ
	② 具体の部屋番号を記載するなど、居住部分を明示した契約である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ロ
	③ 権利金その他の金銭を受領していない。(敷金、家賃、サービス費用等は可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ハ
	④ 入居者が入院したこと、又は入居者の心身の状況が変化したことを理由として、入居者の同意を得ずに居住部分の変更や契約解約を行うことができない契約となっている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ヘ
	(7) 前払金は発生していない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同第1項6号
	※前払金が発生する場合は以下に回答してください。			
① 返還債務の金額の算定方法等を明示した契約である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	二、ホ	
② 前払金に対し、保証保険等の必要な保全措置が講じられている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同第1項8号	
③ 前払いした家賃等の返還債務が消滅するまでの期間を説明している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	
④ 上記期間中に契約解除、死亡等で契約終了した場合の返還額の推移を説明している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	
誇大広告の禁止	(8) 誇大広告は行っていない。 (事実と相違する表示、実際より著しく優良で若しくは有利であると誤認させるような表示を行っていない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法15条
契約締結の説明	(9) 入居契約が賃貸借契約でない場合、説明している。(※賃貸借契約の場合「いいえ」)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条
	(10) 入居契約を締結するまでに、登録事項及び契約内容に関する事項(重要事項説明を含む)について、書面を交付して説明している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条
	(11) 登録申請時に添付した契約書様式と同じもので入居契約しており、家賃・サービス費用が登録時から変更されていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法9条
高齢者生活支援サービスの提供	(12) 入居契約に従って高齢者生活支援サービスを提供している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法18条
帳簿の備付け等	(13) 登録住宅の修繕及び改修の実施状況を帳簿に記載し保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条
	(14) 入居者からの金銭受領の記録を帳簿に記載し保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条
	(15) 入居者に提供した高齢者生活支援サービスの内容を帳簿に記載し保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条
	(16) やむを得ず入居者の身体的拘束を行った場合、その態様及び時間、入居者の心身状況及び拘束理由を記載し、保存しなければならないことを知っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条
	(17) 入居者及び家族からの苦情内容を帳簿に記載し保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条
	(18) サービス提供で、事故が発生した場合の状況及び処置内容を記載し保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条
	(19) 帳簿は各年度の末日で閉鎖し、2年間保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条
その他	(20) 入居者に対して以下の①～④のいずれかのサービスを提供している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法6条
	① 食事の提供サービスを提供している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法6条
	② 介護サービス(入浴、排せつ、食事)を提供している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法6条
	③ 家事サービス(調理、洗濯、清掃)を提供している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法6条
	④ 健康管理サービスを提供している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法6条
	(21) 事故発生の防止や事故発生時の対応マニュアル等を整備している。また、すべての職員に周知が図られている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(22) 登録後、5年毎に更新申請が必要なことを知っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法5条

ご回答ありがとうございました。

※根拠条文の「法」は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」です。